

議案第63号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

整理 番号	路線名	新旧別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	279号線	新	幸手市大字下川崎158-7地先から	
			幸手市大字下川崎165-1地先まで	
		旧	幸手市大字下川崎159-1地先から	
			幸手市大字下川崎160-1地先まで	
2	655号線	新	幸手市大字上高野2112地先から	
			幸手市大字上高野2099-2地先まで	
		旧	幸手市大字上高野2118地先から	
			幸手市大字上高野2099-2地先まで	
3	656号線	新	幸手市大字上高野2117地先から	
			幸手市大字上高野2123-2地先まで	
		旧	幸手市大字上高野2117地先から	
			幸手市大字上高野2113地先まで	
4	676号線	新	幸手市中4丁目4273-6地先から	
			幸手市中4丁目4297-1地先まで	
		旧	幸手市中4丁目4273-6地先から	
			幸手市中4丁目4282-11地先まで	
5	916号線	新	幸手市南3丁目3161-31地先から	
			幸手市南3丁目3221-1地先まで	
		旧	幸手市南3丁目3161-31地先から	
			幸手市南3丁目3161-3地先まで	

令和2年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

一部未認定であった路線及び開発行為による路線の延伸等により起点及び終点の変更をするため、この案を提出するものである。